

平成27年度 中国地方知事会第2回知事会議

- 日時 : 平成27年11月6日(金) 12:30～15:10
- 場所 : ホテルニューオータニ鳥取3階「鶴の間(東)」
(鳥取県鳥取市今町2丁目153)
- 出席者 : 会長 溝口善兵衛島根県知事
平井鳥取県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事
事務局長: 島根県政策企画局長 他
- 意見交換 :
 - ①「人口減少克服・地方創生」に向けて
 - ②環太平洋連携協定(TPP)大筋合意に伴う国内農林水産業への対応について
 - ③結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて
 - ④地方税財源の充実について
 - ⑤地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について
 - ⑥防災・減災対策等の推進について
 - ⑦地域医療の確保について
- 広域連携の取組について

○事務局長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成27年度中国地方知事会第2回知事会議を開会いたします。

開催に当たりまして、会長の島根県、溝口知事から御挨拶を申し上げます。

○溝口会長 開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、中国地方知事会に5県の知事が集まりまして、これから議論をするわけですが、平井知事には今回の鳥取での会議を設営していただきまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

さて、日本の中では人口減少問題にどう対応していくかが大きな課題となっておりまして、国、都道府県、市町村、また経済界などを巻き込んで、この課題に取り組んでいるわけです。こうした中で、我々中国地方5県ともにそれぞれ総合戦略を策定し、地方創生の取組を本格化しつつあるところでありまして。この地方創生は、各県単独の取組ももちろんですが、観光など、我々5県が協力しながら進めていくべき課題もあるわけですが、また、地方の財政力の強化ということも地方創生のために必要ですし、未整備の高速道路の解消といった社会インフラの整備などについても、5県が協力して国などに要請をしていくことも大変大事なことです。

本日は、地方創生に加えまして、先般のTPP大筋合意に伴う国内農林水産業への対応など喫緊の課題について、中国地方5県の知事会としての主張をまとめて、国などに要請

をしていきたいと考えているところです。また、中国地方5県の広域連携の取組については、前回の知事会以降、事務レベルでいろいろな検討が進められておりまして、本日の会議でその成果を確認することとなっております。活発な議論を我々の間でしまして、中国5県としての取組をまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、御挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

○事務局長 続いて、開催県の鳥取県、平井知事から御挨拶をいただきます。

○平井知事 皆様、こんにちは。本日は、溝口知事、湯崎知事、村岡知事、伊原木知事、また各県の県庁の皆様、ここ鳥取までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。ぜひ、秋の因幡路を感じていただければありがたいなと思います。

皆様のお手元にお見せしておりますのは、今がシーズンの柿でございます。柿もいろいろありますが、小さいのが新平柿という渋柿でして、脱渋していただくものです。また、江戸時代から栽培をされています花御所柿が中ぐらいの大きさの四角い柿になりますし、大き目のものは富有柿、これ県西部を中心にして栽培されているものであります。ぜひこうした鳥取の秋も感じていただき、実り多い会議になればと感じているところです。

実は皆様が今日お越しになるということで、今日は鳥取県特別の日として、カニの解禁日になりました。皆様のお手元に旗を掲げていますが、今、「蟹取県」に改名中です。駅名までは変わりませんでした。県名は今、「蟹取県」になっているところでして、お見知りおきをいただければと思います。そんなわけで、海の幸、山の幸も、今日はお楽しみいただければと念じているところです。

今、地方は地方創生に向かう大事な年回りになってきました。それぞれの県でも総合戦略をつくり、動き出したところです。しかし、そのためにはしっかりと税財源の基盤がなければなりませんし、高速道路をはじめとした地方創生の前提としての条件づくりが必要であります。そこに今、TPPの課題も急浮上しておりまして、その対策などを国に求めることも重要なと考えているところです。

また、この中国5県で最近急速に広域連携も進んでまいりました。冬になりますと鳥インフルエンザが流行することになります。そういうものを前にして、共同のプラットフォームを作る、そんなこともようやく話がまとまってきたところであり、ぜひ、今日をスタートにして、また新しいムーブメントを中国地方から起こすことができれば、開催地鳥取県

としても大変にありがたく存じ上げる次第です。

今日、多くの方々に鳥取砂丘の方に足をお運びいただき、鳥取の今後の観光戦略等も感じていただけたかなと思います。「秋風や浜坂砂丘少し行く」、高浜虚子の歌です。この歌にあるように、今日のこの会議、砂丘を渡る秋風を受けて、また一步また一步と中国地方が前進していくきっかけとなればと思います。皆様の御来県に心から感謝を申し上げまして、開催地の挨拶とさせていただきます。ようこそいらっしゃいました。（拍手）

○事務局長 ありがとうございます。

これからの議事進行につきましては、溝口会長にお願いします。

○溝口会長 それでは、会議を始めたいと思います。円滑な進行をしてみたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

お手元の資料1をご覧ください。意見交換項目の一覧です。本日は7項目について、各県から御提案いただいております。これらの提案につきまして意見交換を行い、中国地方知事会として国に訴える、あるいは我々の考え方を県民の皆さん、経済界の方々、そういう方々に知ってもらうということで、共同アピールをまとめたいと考えているところです。協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは最初に、「「人口減少克服・地方創生」に向けて」について、御提案をいただいた広島県の湯崎知事から説明をお願いいたします。

○湯崎知事 それでは、私の方から御説明をさせていただきます。

今、我々、地方創生に取り組んでおるところですけれども、まず、地方が自ら創意工夫をしながら、主体的、自立的に魅力ある地方づくりを進めるということが当然ではありますが、東京都への転入超過数が3年連続で増加をして、東京一極集中は更に加速をしているというような状況もあり、国全体の構造的な課題であります東京一極集中を是正するためには、国の積極的な取組というものも不可欠であろうと考えておまして、以下の1から5までの取組について国の対応を求めるといふものであります。

まず、「地方への分散のために」であります。現在、テレビドラマなどを通じて、若者の多くが、東京は素敵な所であるというイメージを持っているのではないかと思います。マスメディアなどを通じ、地方居住の魅力を発信して、価値観を転換させるような積極的

な取組が必要であろうと考えております。そういうPRを求めるというものが（1）です。

（2）ですが、地方における産業振興や雇用の創出につなげるために、東京圏から地方に本社機能を移転する企業の数値目標の設定であるとか、あるいは企業の不動産譲渡益の益金不算入制度の創設といったような、地方へ移転する企業の税負担の更なる軽減の仕組み、これの充実といった企業の地方分散への取組を求めるものであります。

また（3）、政府機関の地方分散であります。東京一極集中の一つの大きな要因でもあります。政府関係機関の首都圏集中については、国が自ら率先をして地方分散を推進すべきであるということから、数値目標の設定、あるいは移転費用の国負担の原則化、また移転募集の継続実施などを国に対して求めるというものであります。

それから、（4）、（5）であります。その他、大学や研究施設の地方分散、あるいはCCRCといったものをしっかりと取り組むように求めたいと思っております。

それから、大きな2番であります。結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための支援や機運づくり、これをしっかりと推進をしてもらうということを求めたいと思っております。

そして、大きな3番、「人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるため」ということで、地域産業の競争力強化、「日本版DMO」に対する財政等の支援を求める観光関連産業の振興、農林水産業の成長産業化、専門的な人材の地方への呼び込み、地方の教育の魅力向上・充実、それから、地方の実情に応じた人口対策の推進といったことについて、国に求めていくというものです。

それから、大きな4番、「人口減少克服・地方創生の取組を推進するために」ということで、こういった取組を地方が推進するために、今年度の地財計画で、「まち・ひと・しごと創生事業費」が1兆円計上されておりますけれども、これを拡充していくこと。また、新型交付金につきまして、柔軟かつ継続的な制度として、補正予算の検討も含めて規模の拡充を図っていくということ。また、縦割りを排した包括的な交付金として、28年度から確実に措置をするということに加えて、新型交付金に係る地方財政負担につきましては、地方が着実に事業を実施できるように、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講ずることといったことを国に対して求めてまいりたいと考えております。

そして最後、5として、「地方自らが創意工夫を発揮するために」ということで、提案募集方式における地方からの提案を実際に実現するということや、ハローワークの地方移

管に加えて、国家戦略特区等の地方からの提案を積極的に採択するべきであるといったことを含めて、地方分権改革の推進、また企業活動を支える物流基盤でありますミッシングリンクの解消などを国に求めてまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

御意見等お願いいたします。

平井知事。

○平井知事 湯崎知事の御提案に全面的に賛成をしたいと思います。

湯崎知事がいみじくもおっしゃいましたように、トレンドを変えなければいけない、本場で移住する人が増えなければいけません、そのためには、もっとすばらしい人生を地方でも送れるんだという全国的なキャンペーンが必要だと思います。その意味で、この1の(1)にあるような、様々な戦略を国が本気で考えること、これが大前提だと思います。

そして、1の(3)にあります、この点はぜひ強調していただきたいと思います。国家戦略として地方に政府機関を分散するということですが、今、報道では、例えば果樹試験場とか、そうした試験場等の類いについて、首都圏からの移転について、もう既に否定的な報道が出始めております。私は政府が本気で政府機関を動かす気があるのかどうか、これを地方が問うていかなければいけないと思います。今、中国地方ではお酒の関係で、広島がいの一番に地方移転を決めましたけれども、まだまだ大きな玉がたくさんあります。それをやり遂げるためには政府の決断が必要だと思いますが、今の中央省庁は早速腰が引けていて、できないところばかりを強調している感じがします。ぜひこの(3)のところ、国家戦略としての政府関係機関の地方分散について、地方として一致団結して声を上げていく必要があると思います。

また、現実に経済面でも地方の活力を作っていくためには、中国地方はいろんな技術力があり、自動車の工場があり、あるいは電気機械の関係など、様々な産業集積はありますが、観光がもう一つ進めていないところではないかと思えます。その意味で、3の(2)にあります、観光関連産業、そのためにもDMOをはじめとした後押しを政府側でもしていただく必要があると思いますし、我々も広域的にそうした観光の舵を切って、実際に観光客を国内外から集めてくる、その努力を重ねるべき時ではないかなと思えます。

あと、5の（1）にある地方分権改革についてです。これは地方創生の前提となるものです。特に、若い方々が地方にやってくるために、その移住の前提として就業場所の話があります。ですから、ハローワークをもっと地方サイドにおろして、分権の実を上げることが必要だと思います。知事会としてハローワークの地方分権、地方への移譲を求めてきました。今、かなり逼迫した状況が出てきていまして、我々の主張に対し、厚生労働省の方はかなり強硬な抵抗をしていますし、連合とか経団連、経団連といっても日経連系の経団連だと思いますが、その地方移管に対して反対というような陳述を政府の委員会でもしているところです。

そのようなことを続けていても仕方がないので、この際、地方版のハローワークを創設する。そうした意味で、権限移譲をしていく等々現実的に可能な出口をやはり政府としても探ってもらわなきゃいけないだろうと思います。地方分権を進めることは、地方への移住を進めることの入り口にもなるわけですし、この5の（1）にある分権改革も含めて強く訴えるべきだと思います。原案に賛成します。

○溝口会長 ありがとうございます。

伊原木知事。

○伊原木知事 私も湯崎知事の御意見に賛同をした上で、少しつけ加えさせていただきます。

もう本当に言われたとおりで、ここでフェーズの転換をしなければいけないと、大変いいチャンスであります。結局どうして東京にこれだけ地方に住みたいという人が多いのに、さらに東京に人口が集中するののかということ、そこに大学があり、研究機関があり、役所があり、大企業の本社があるからでありまして、本当に東京に住みたい人が東京に住むのは別に構わないと思うんです。特に東京に住みたいと思っているわけではないんだけど、働きたい仕事、たまたま住居費が高くて通勤時間の長いところにあるから、そこに住んで不便をこうむっているというのは非常に残念なことでありますので、この政府機関の移転には、ぜひ本腰を入れて取り組んでいただきたいですし、もしそれがお茶を濁すということで終わりそうであれば、我々も、そこで余り素直にオーケーを出してはいけないと、声を上げ続けなければいけないと思っています。これは我々のためということではなくて、日本の将来のためにやらなければいけないと思っています。

あと、東京で数十年会社を経営していた会社が、岡山のクロスカンパニーの子会社になった御縁で、今回、全国の第1号で岡山への本社移転を決めていただいたわけですが、この本社が動くということには随分大きな影響がありますので、ぜひこの大きな流れをつくっていきたいと。私はそのためには、諸外国で幾つか例があるように、もう法人税の税率が変わってもいいんじゃないかと思うわけです。当然なかなか具体的に難しいのは重々承知の上でありますけれども、それぞれの企業が自分たちにメリットのある行動をして、その結果として日本全体がうまくいくような政策誘導というのは必要ではないかと考えています。この問題は大変重要ですから、我々も一過性のものに終わらせず、継続的に声を上げていかなければいけないと思っています。以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

村岡知事。

○村岡知事 私も湯崎知事の取りまとめに全面的に賛成をした上で、皆さんがおっしゃられたとおり、この地方創生の動きを確実なものに、力強いものにしていかなければならないと思います。目指している方向はいいのですが、各論になってくると非常に国の方が及び腰だというのが見えてくるわけでありまして、ここにある項目、全てそうですけれども、国においてしっかりとした取組をしてもらわなければいけないものばかりだと思います。

今、企業の地方移転の話もありましたが、ここも大変重要だと思っており、働く場所が、しっかりと東京から地方に移ってこないといけないわけでありまして。山口県でも、山口県にゆかりのある企業、発祥の企業で、今、東京に本社がある企業など、そういったところを中心に、ぜひ本社機能の移転をお願いしているのですけれども、国の方で税制も講じられましたが、まだまだ不十分だと思っております。一つは、法人全体の雇用が増えないと地方に移転しても税制優遇が受けられないということでありまして、単純に東京の人間だけを山口なり地方に持ってくるだけだと、この税制適用がないということでありまして。本来は、人の流れを変えるということであれば、流れが変わっただけで税制としては措置を講じてもいいはずだと思うわけですが、この制度自体が雇用促進税制の中で講じられているので、法人全体の雇用が増えなければ、単に移るだけではだめだということでもあります。本来、地方創生の目指す姿からいえば、人の流れを変えるということですので、変えるだけで公益性があるというふうに考えられると思いますが、そういった不十分な点

もあると思います。

実際に今、企業の中で本社機能の一部を移転しようとする動きが山口県においてもあるわけですが、法人全体の雇用を増やすだけの余力がないものですから、それが伴わないということでありまして、この税制を受けられないということがあるわけです。ですから、ちゃんと本来の地方創生が目的としている、人の流れを変えるという部分、それそのものに公益性を見出して、この税制もそういった形で合わせるべきだと思いますし、税制の方ももっと拡充すべきところがあるのではないかと思います。

それから、政府機関の地方移転の関係も、政府の姿勢を示すという意味では大変重要な取組だと思っておりますので、これをしっかりとしたものにしていかなければならないと思います。この数値目標も、中国知事会でも掲げて訴えていくわけですが、国の方には原則移転だというスタンス等が全く感じられないものから、ここは強く言っていくべきところではないかと思いますし、取りまとめのとおり、しっかりと訴えていくべきだと思います。

財源の話はまた後で出てくる別の提言でもありますが、大変重要なところですので、年末に向けて、補正予算等の対応も含め、ここをしっかりと強く訴えていく必要があると思います。以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

私も、皆さんと意見は同じですが、一つは、3の(3)ですね、農林水産業の成長産業化、今のTPP問題で政府も対策をとろうとしておられますけども、やはり前向きな農林水産業の発展が行われるということが一番基礎でありまして、そういうものに対して、政府が今回のTPPの問題と関連して、さらに対策を強化してもらいたいと思います。

それから、5の(2)ですけども、国の地方創生の総合戦略の中にはインフラの整備ということは明示的には入ってないですが、やはり島根県などは道路等の基礎的なインフラの整備が行われてない。そういう面で、島根県では国に対して強く要請をしているところですが、ここにあるように、中国地方知事会としても地方創生を支える基盤整備を国に向かって強く言っていきたいと思うところがあります。

意見が大体出尽くしたようですが、共同アピールにつきましては、今提出されてる案でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それでは、第1番目の共同アピールにつきましては、原案どおり採択をいたします。あ

りがとうございます。

続きまして、項目の2であります、「T P P大筋合意に伴う国内農林水産業の対応について」、平井知事から説明をお願いいたします。

○平井知事 ありがとうございます。

急遽提出させていただいた感はありますが、T P Pについて、やはりこの会議の機会を捉えて、私たちとしての意思表示をすべきではないかということで、御提案をさせていただいたものです。

T P Pの協議がアメリカ、アトランタにおいて大筋まとまりました。それで、今徐々にその内容が明らかになってきています。例えば、いわゆる5つの決議項目がありました。これは堅持したということですが、それでも影響があります。さらにその後、明らかになってきているのは、水産物とか、それからここにある柿とか、またミカンもそうですし、また梨もそうです。そうした様々な農産物、水産物について、関税撤廃が定められていることがだんだんとわかってきています。また、併せて木材についても合板の関係で、関税障壁の撤廃ということなどがあります。確かに私ども、工業立国ですから、貿易のことを考えれば、今回のT P Pは歴史を変える意味があると考えます。ただ、その経済繁栄が農林水産業者の一方的な負担の上にあってはならないわけです。その意味で、強く国の方に情報の開示や説明、併せて対策を望むものです。

1つ目に、まずは説明責任を果たしていただく必要があると思います。先般も中四国農政局長に、岡山と高松で説明会をやったから終わりではないと申し上げました。正直申し上げて、現場の農家の方々などは大変に不安を持ってらるわけですし、丁寧に情報開示をし、そして説明の機会なども設け、現場の意見を聞くべきです。そうしたことをまずは強く求めたいと思います。

それから、2つ目ですが、例えば、今報道でも明らかになりつつあるのは、チーズ、牛肉等々、そうした関税が緩和されてくるに従って、特に乳牛を育てて肉牛として売する場合等々、大きな影響が考えられる分野も見えてきました。そうしたことについては、いわゆる新マルキン事業といいますが、価格安定制度の拡充などの対策が求められるわけです。また、岡山県をはじめとして、中国各県で対外的に農産物を売っていく動きは活発化してきていますが、もっとそれを加速化するため、政府として、そうした売方の攻める農業も応援するのであれば、具体的な応援の道筋を示していただきたい、支援策を考えていた

だきたいと思います。また中山間地をはじめとした農業基盤がしっかりとしていないところで強い農業をつくる手だてを考えなければなりません。

そんな意味で、今、11月の20日過ぎに政府としての考え方が出てくるのではないかという報道も始まっておりますが、我々、現場を預かる県の知事として、共同して声を上げる必要があると思います。強く国に対して、農林水産業に対する対策を求めます。

○溝口会長 ありがとうございます。

伊原木知事、どうぞ。

○伊原木知事 一言だけ。中国5県で一番農林水産業の生産高の高い岡山県ですが、いろんな方が心配をされております。ぜひ御説明をしていただき、また被害が出るところには、きちんと手当てをしていただくと、これはもう当然です。

現在、TPPには入っていないわけですが、それでも岡山県の場合、農業従事者の平均年齢が70歳であり、耕作放棄地も随分増えています。TPPによって心配なところに手当てをしていただくのは、これはある意味当然なんです、ぜひこれは攻める農業と、儲かる農業というものをつくるためにも生かしていかなければいけないと思っています。これは国に頼むというよりも、県の方で、また市町村の方でやっていくことに対して、ぜひ支援をいただきたいと思っています。このピンチを大チャンスに変えていかなければいけないと考えております。以上です。

○溝口会長 どうぞ、湯崎知事。

○湯崎知事 アピール文には大賛成でして、この中で特に農林水産業への影響という部分については、やはり定量的な評価をきっちり早急に国の方としても出していただきたいと思っております。また、この農業の競争力強化という点については、やっぱり国が対策を考えるときに、どうしても日本全体で平均的な像であるとか、あるいは比較的農業に適したところとか、非常に大きな田んぼを持っているところ、そういうところをベースにいろいろ考えられることが多いので、そうではなくて、やはり地方の特性を踏まえた対策を打っていかなければならない。そういう意味では、先ほど伊原木知事がおっしゃったように、我々が各県で競争力強化対策をやっていますので、そこをぜひサポートするよう

な、国一律の平均ではなくて、やっぱりそれぞれに応じたことができるような対策を打ってほしいなと思っております。

また同時に、この2の後段にありますように、経営安定対策であるとかセーフティーネットというものがやはり当面非常に重要だと思っておりますので、この辺を十分に強調していただければと思っております。

○溝口会長 ありがとうございます。

村岡知事。

○村岡知事 私も取りまとめに全面的に賛成です。今、このタイミングでしっかり中国知事会としての意見を訴えていくということは、特に中山間地域が多く、経営的にも厳しい、この中国地域から、地域の実情を踏まえてしっかりと対応していただきたいということを訴えていくのは大変意味があることだと思っておりますので、全面的に賛成をいたします。

本当にこの影響については、農家はみんな心配を、今、しているところでありますし、水田農家や畜産農家、また集落営農法人等、特に影響が懸念されるところでありまして、しっかりと経営安定対策等の取組を国の方にやっていただきたいと思います。また今、国の方でも農林水産業の成長戦略ということで取り組んでいかれる部分を、このTPPを契機に、なおそこに力を入れてほしいと思います。今、各県の知事が言われたように、各県それぞれで海外の展開などに取り組んでいますけれども、そこをぐっと後押しするような、その取組も併せてぜひ講じていただきたいと思いますので、この提案には全面的に賛成しますし、しっかりと訴えていきたいと思います。

○溝口会長 ありがとうございます。

私の方は全面的に賛成ですが、島根の実情を申し上げますと、条件が不利な中山間地域が8割以上を占め、農産物重要5品目の米、牛肉は農業の主要品目であります。これまで水田農業では担い手や集落営農組織による経営規模の拡大を進めておりますが、貸し出したい農地の圃場整備が不十分だったり、点在していることが多く、農地の集積が必ずしも進んでいない状況であります。また、肉用牛では、高齢者が少数の母牛を飼う小規模経営が多くあり、頭数の減少が止まらない、厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえまして、担い手が将来に展望を持って経営ができるよう、農地集積に向けた基盤整備の促進、

米の需給の安定、畜産の経営安定に十分な予算措置が必要ですので、このアピールを国に強く求めていきたいと思えます。

意見も出尽くしたようですが、この提出のアピールでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

続きまして、3番目ですが、「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて」について、提案をいただいた伊原木知事から説明をお願いします。

○伊原木知事 では、「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて」について、説明をさせていただきます。

皆さん御案内のとおり、未婚化、晩婚化、晩産化の進行により、出生数は減少し続けておりました、少子化の進行は本当に危機的な状況となっております。国では、今年3月に少子化社会対策大綱を策定し、これまで以上に少子化対策の充実を図ることといたしました。大綱では、若い年齢での結婚、出産の希望が実現できる環境整備や、3人以上の子供がいる、いわゆる多子世帯への経済的負担軽減など、5つの重点項目、課題を設定し、今後5年間の集中取組期間が始まったところです。岡山県としても、岡山いきいき子どもプラン2015を策定いたしまして、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでのライフステージに合わせた切れ目のない支援を進めているところです。国と地方はそれぞれの担うべき役割と責任を分担し協力して、地域の実情に応じた少子化対策、子育て支援を効果的に進めていく必要があると考えます。ついては、国と地方がともに少子化に対する危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくため、次の項目について要望したいと思っております。

まず、社会全体で若い世代を応援するという機運づくりと、妊娠や出産に関する正しい知識の普及啓発について、国レベルでもしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。子供を持つことは個人の自由な選択によるものであります。これはもう大前提であります。誤った認識によって将来後悔することがないように、正しい知識を得て、自らのライフプランを早い時期から考えてほしいと思っております。そうした若い世代を社会全体で応援することは大変重要なことだと考えております。

これは参考までに、封筒の上に岡山県のパンフレットを置かせていただいております。我ながらよくできているんじゃないかなと思っております、読んでもらわないと意味が

ないので、漫画仕立てにさせていただきます。行政の方でこういうライフプランがいいんだってという決めつけをすることはもう論外でありますので、いろんなパターン、3パターンの人生を漫画で表現をしまして、自分はどんな人生が何となくよさそうかな、そのときにどういうことを準備しとかなきゃいけないのかなというのを自分で考えてもらうような仕立てになっております。お読みいただければと思います。

また本文に戻りまして、子供は国の未来を担う宝ですので、子育て世代に対する経済的負担の軽減が図られるべきであり、特に多子世帯などには手厚い支援が必要であります。ほかにも不妊治療への支援、保育士の処遇改善を含めた保育サービスの充実、社会的養護が必要な子供に対する支援など、全ての子供たちが心身ともに健やかで晴れやかな笑顔で過ごせるよう、制度の充実、改善に努めていただきたいと思います。

最後に、女性の活躍促進、仕事と育児の両立に向けた社会環境の整備についてであります。本県で現在策定中の第4次おかもやまウィズプランでも、女性が働き続けることのできる環境づくりについて盛り込むこととしておりまして、女性の活躍領域がどんどん広がってほしいと考えています。

国においては、子供を持つ人が、男女の別なく、誰もが仕事と子育てを両立でき、安心して働き続けられる環境の整備をしっかりと進めてほしいと思います。これまでも多くの企業で職場環境の改善ですとか、子育てに配慮した勤務制度の採用などに取り組んでいるわけですが、税制面などのインセンティブにより、さらに企業の取組がしっかり進むよう、また広がっていくよう、支援をお願いしたいと思います。また、子供をきちんと預けられるような保育所、放課後児童クラブの充実はもとより、3世代同居、近居などによる、子育て、孫育てに係る支援も充実させていただきたいと考えています。とにかくここは少子化対策の一番大事なところでもありますので、しっかり国に訴えかけ、我々自身も取り組みたいと考えております。以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

意見等いかがですか。

村岡知事。

○村岡知事 この取組は、大変重要でありますので、取りまとめの内容に全面的に賛成でありますし、しっかりと訴えていく必要があると思います。

子育て環境の整備は、それぞれの地域の実情に応じてやっていくことも必要でありますけれども、例えば多子世帯の経済的負担の軽減とか、こういったものはもっと国の方で思い切った措置を講じていただきたいと思います。山口県も今年度から第3子の保育料の無料化、あるいは所得によっては半減という取組を、市や町と半分ずつ出し合って実施しておりますが、これは山口県だけの問題ではなく全国の問題でありますし、こういった保育料の軽減を自治体間で自主財源を出し合って措置するのではなく、国の方がきちっと制度として仕組んで、当然裏負担もきちっと地財措置をするなど、そういった形でやっていく必要があると思います。国全体でも希望出生率の実現に向けて取組をするということを決められているわけでありますから、ここをきちっと国全体の制度として組む必要があると思います。また、多子世帯の保育料の軽減、あるいは国保のペナルティーの件についても、しっかりとした対応を、国の方で全国的に講じるべき部分があるのではないかと思っておりますので、そこをしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。あと不妊治療もそうですが、こういった部分を国全体で制度拡充して行うべきだと思います。地方がそれぞれの実情に応じてやる部分と、国全体が一律にやる部分と、きちんと国の方でカバーする部分があるのではないかと思っておりますので、その点を、しっかりと訴えていきたいと思っております。内容につきましては全面的に賛成をさせていただきます。以上です。

○溝口会長 湯崎知事。

○湯崎知事 私どももこの取りまとめには全面的に賛成です。

その上で、この少子化問題について、やはり非常に大きな原因となっているのが晩婚化、非婚化というところだと我々認識しております。広島でも力を入れてこの結婚支援というのは始めているところですが、ちょうど昨日も、新しい結婚に対するポジティブキャンペーンの一環として、アンガールズのお二人に来ていただいて、アンガールズの山根さんは結婚して子供が生まれているのですが、田中さんはまだ結婚してなくて、この田中さんのお母さんにも出てきていただいて、「あんた結婚しんさい」というような話を振りながら、広島のテレビ局の民放4局が順番に毎月のように、結婚に関する番組をローカルでつくってもらって、それを流すということはこの後半に向けて行うようにしております。

国も少子化対策と言いながら、結婚についてはなかなか腰が定まらないようなところもありまして、こういう結婚対策についてはお金を出すのはどうかというような議論がそも

そもあたりとか、あるいはキャンペーンについても、必ずしも力が入ったとは言いがたいようなところがあるかなと思っていますので、この1にありますようなポジティブキャンペーン、これをしっかりやっていくというのは非常に大事なことだと思っています。

また、地域少子化対策強化交付金ですけれども、これは残念ながら、来年度の概算要求が16%も減った概算要求になっていまして、この辺ももうちょっと力を入れてやってほしいなと思っています。そういったところもしっかりと訴えていかないといけないのかなと思っています。

それから、女性の活躍というのも並行して非常に重要なことだと思っています。ところが、時折やはり、いまだに企業経営者の方と話をしますと、女性の活躍と少子化というのが相反するもののように意識されている、つまり女性が働けばやっぱり子供が生まれないじゃないかということをおっしゃる方がまだいらっしゃるということで、これは非常に残念なことだと思っています。こういった面でも、意識改革というか、これをしていくことが非常に重要じゃないかなと思っています。そういったことをしっかりと地方でも取り組めるような財源の確保というのもしっかりと求めてまいりたいと思っています。

○溝口会長 平井知事、どうぞ。

○平井知事 皆さんの御意見に賛同します。

今もお話がありましたが、女性活躍推進法ができました。鳥取県でも、輝く女性活躍加速化とっとり会議を協議会として法律上認定するなど、今動きを強めており、結婚のキャンペーンもメディアで始めています。

そういう中で一つ気になるのは、ちょうど今、予算時期であります。もっと力を入れて、少子化対策、結婚対策に政府も取り組むべきであり、それを訴えかけなければいけないと思います。もともとは高校の授業料無償化をやめる引きかえに、幼児教育について、政府・与党としては無償化等の充実を図るはずでした。しかし、なかなかこれが進んでいません。しびれを切らして私ども地方団体側が第3子以降無償化などを今取り組み始めているわけです。国として、やはり選挙の公約にもありましたので、きちんとした出口も作っていただかなければならないと思います。

また、小児医療費の助成医療制度を中国地方各県でやっていますが、これが国民健康保

険のペナルティーになっているのは制度矛盾です。これも厚生労働省でようやく地方側の声を受けて研究会が始まりましたが、いまだ腰が定まらない状況でして、どうも財務省や厚生労働省の根回しがきいてる委員の方が盛んに否定的なことを言っているわけです。ペナルティーをつけるのであれば、それは少子化対策を阻害することになります。政府が大したお金も使わずにできる改善事項ですので、もういいかげんペナルティー制度はやめてもらってもいいのではないだろうか。これは国民健康保険の都道府県移管を控えた今こそ、都道府県に発言権がありますので、私たちの方で訴えかけを強めるべきだと思います。御提案に賛成します。

○溝口会長 よろしいですか。

私の方は、幾つかコメントを申し上げますけども、案文そのものは賛成です。

島根県が実施した少子化のアンケートで、子育てに不安を持つ原因は何かという質問をしたわけですが、やはりお金がかかるという回答が圧倒的に多いようです。約7割がそういう回答でした。特に経済的に厳しい若い世代では、子供を産み育てることに対する将来の不安、負担が非常に大きいということだろうと思います。島根県では総合戦略の中で、これまでの第3子保育料軽減に加えて、新たに第1子、第2子の3歳未満児の保育料を軽減することにしましたが、こうした保育料のような基本的な制度は、義務教育と同じような考え方で、国全体で共通の支援が受けられるような仕組みにすべきではないのかというのが私どもの考えであります。このアピール文の項目3にその趣旨が書いてあるわけですが、国において乳幼児医療費を含め、思い切った軽減策を実施するよう、いろいろ検討してもらいたいということです。

もう一つ、女性の活躍促進、仕事と育児の両立について申し上げますと、仕事と育児の両立を実現するためには、やはり女性が活躍できるいろんな環境ですね、職場でのいろんな条件の改善等を行っていくこと、それから、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を職場や家庭、地域など、あらゆる分野で総合的に推進をするといった、この2つの方向で施策を展開していく必要があると考えております。ご提案のアピール文はこうした意識改革の面を含め書き込んであり、賛成であります。

5人の知事から大体この考え方は共通でございまして、アピール文は提案どおりとさせていただきます。

じゃあ、4番目ですが、地方税財源の充実につきまして、村岡知事からお願いします。

○村岡知事 それでは、提案の趣旨につきまして説明をさせていただきます。

平成27年度の地方財政計画の一般財源総額は、地方税の増加等を見込んで、前年度比1.2兆円増の61.5兆円が確保されておりますけれども、臨時財政対策債が依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されていないと考えています。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務づけられました経費ですとか補助事業でありまして、これまで社会保障経費の増加分を、国に先行して、まさに身を削る行財政改革によって吸収してきたわけでありましたが、そういった中で、今年6月に閣議決定されました骨太の方針におきましては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の2020年度の黒字化に向け、地方行財政改革というのが歳出改革の重点分野とされまして、別枠加算や歳出特別枠といった措置につきまして、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへ切り替えを進めていくとされているわけでありまして、国の目標を理由に地方交付税総額を圧縮するという事は到底許容することはできませんし、地方創生の流れにも逆行すると思っております。さらに社会保障と税の一体改革につきましては、消費税率の10%への引上げが延期をされる中で、社会保障関係費に対する財源確保も懸念されるわけでありまして、今後、地方におきましては、国と連携、協力をして地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組む必要があるわけでありまして、真の地方分権の時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するために、地方財政の充実強化、そして社会保障と税の一体改革について要請をするものであります。

主なものについて説明をします。(1)につきましては、最も基本的な事項として、毎年増えていきます社会保障関係費等の財政需要を地方財政計画に適切に計上して、必要な地方一般財源総額を確保するという事について要請するものであります。骨太の方針におきまして、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要の算定に反映するなどによって、地方の歳出効率化を推進するというふうに示されているわけでありまして、一律のコスト比較による地方交付税の一方的な削減とならないように、国に対して慎重な検討を求める必要があると思っております。

(2)、(3)につきましては、地方の借金増大につながります臨財債に依存せずに、法定率の引上げによる地方交付税の充実を図っていくことで、国が後年度に地方交付税によって措置するとしていた臨財債等の元利償還の約束分について、確実に別枠で積み上げるといふこと、また歳出特別枠、別枠加算の確保を要請するものであります。この要請に

共通する考え方として、骨太方針におきまして、一般財源総額について、平成30年度まで、27年度地財計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保すると示されましたが、社会保障関係費や臨財債の元利償還が毎年増加をするという中にあり、給与関係経費ですとか投資的経費などの削減による吸収は限界に来ているわけでありまして、実質的に同水準とするためには一般財源総額の増額が必要であります。

(4) につきましては、地方創生に係る財源として、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充、また、それに係る地方交付税の算定について、今後、取組の必要度から取組の成果に配分額がシフトするということが想定されますけれども、過疎地域ですとか離島等の条件不利地域では、長いスパンでの取組が必要となることを十分に考慮していただきたいということを要請するものであります。また、新型交付金につきましては、先般、国の概算要求で国費1,080億円、事業費ベースで2,160億円という形で示されておりますけれども、26年度の補正予算の先行型の交付金よりも下回る規模でありますし、2分の1の地方負担が求められる制度になっておりまして、地方の意見が反映されたとは言えない状況であると思います。引き続き自由度が高く、十分な規模かつ継続的なものとするということ、そしてまた、地方負担に対して、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じることを強く要請するものであります。

(7) は法人課税の見直しであります。法人実効税率を20%台まで引き下げられる場合には、地方交付税原資の減収分も含めて、必要な地方税財源を十分に確保して、恒久減税には恒久財源を確保するということが必要であります。また、その際には地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように慎重に検討する必要があります。

(8) の森林吸収源対策、地球温暖化対策に関する税財源の確保であります。地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金を創設するなど、森林吸収源対策や地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築することが必要であり、それを求めるものであります。

(9) の車体課税の見直しですが、見直しに当たりましては、地方団体の減収が生じることがないように代替の確保を求めるものであります。

(10) 、平成27年度までとされております退職手当債であります。平成28年度以降も退職手当総額が高い水準で推移をする地方の実情を踏まえて継続することを要請するものであります。

続きまして、社会保障と税の一体改革であります。

(1) の社会保障制度の改革につきましては、国民が将来を託し得る持続可能な制度を確立することを求めるものであります。

(2) 、国民健康保険の都道府県単位化につきましては、国保制度の安定的な運営が図られるように、国が財政責任を明確にし、将来の医療費増嵩に対しても国が責任を持って財政措置を講じることが必要であると考えます。減額措置の廃止については厚労省が検討会を設置して検討を開始したところではありますが、これも先ほど話がありましたように、速やかに廃止されるように、引き続き地方から強く要望すべきと考えます。

(3) の消費税、地方消費税の引上げに関することではありますが、引上げを行う際には、逆進性を踏まえた低所得者層への対策を講じるとともに、適正な転嫁のための対策を確実に実施する必要があります。また、軽減税率制度の導入の際には、地方交付税の原資分も含めて代替財源を確保する方策を同時に講じる必要があると考えます。

次に(5)、地方法人課税の偏在是正につきましては、消費税と地方法人課税との税源交換など、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築する必要がありますし、また制度の設計に当たりましては、国と地方が十分な協議を行いながら取り組む必要があると考えております。

(6)、マイナンバー制度ですが、その円滑な導入に当たりまして、地方公共団体においてもセキュリティーを確保したネットワークやシステムの構築、改修、維持管理が必要になります。この制度が国家的な社会基盤でありますことから、これらに要する経費は原則として国が負担すべきであるということを訴えるものであります。

以上のとおり提案をいたしますので、御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○溝口会長 この点は皆さん共通の考えではないかと思いますが、何か特別な御意見がありましたら伺いいたしますが。よろしいですか。

どうぞ、平井知事。

○平井知事 村岡知事に全面的に賛成するものですし、溝口会長がおっしゃるように、特に異論があるところではないと思います。

若干ポイントを申し上げたいと思いますのは、一つは、今、国の方で地方関係も含めた補正予算に向けた動きがあり、年明けに補正予算編成があり得る。そうしますと、1の(4)にあるような、いわゆる新型交付金的な地方創生先行型の交付金、こうしたものに

ついて補正予算の中で、一つは措置をします。今、当初予算で言われてる1,080億円がそれで十分な規模かどうかということもあり、今その対策をとる意味でも、補正予算の中での措置を求めるのは一つの方策かなと思います。

また、1の(8)である環境関係の税について、最近若干動きがあって、いろいろと取り沙汰されてるのは、環境省が私どもの住民税にさらに上乘せをするような形などで国税を取ろうと。これは我々の税金である住民税に乗せるという、今までにない国税を作ろうとしています、やはり分権の観点などからすると問題もありますし、地方側では既に住民税に上乘せをして森林環境税等を課税しているところも多くあります。そんな実情を今度は国が横から油揚げをかつさらおうというようにも見えますので、こうしたことには注意すべきではないかと思います。

それから、最後におっしゃったマイナンバーについても、セキュリティーが、今高度なものが求められるようになってきており、今私たちがやっている業務系のシステムのところは、今あるシステムから切り離さないといけない、インターネットでアクセスすることとは別の世界にしなきゃいけないということになります。これは大層お金がかかる話ですが、片方で昨今のコンピューターのセキュリティー状況からしますと、やむを得ないと思われれます。村岡知事がおっしゃるように、もともと国の事業としてマイナンバー制度は仕組んでいるわけですから、それに関わる部分として、この国の対策を、補正予算とか、当初予算とか、そうしたところでしっかりと措置をするように今こそ求めるべきだと思います。

○溝口会長 はい、どうぞ、湯崎知事。

○湯崎知事 私もこの取りまとめ全体については大賛成でして、1点だけ、今、平井知事もおっしゃいましたマイナンバーのところでコメントしておきたいのですが、これ今、国からの提示で、平井知事がおっしゃったように、インターネット系のシステムと、それから個人情報扱うシステムを分離せよということになっているのですが、そもそもこのシステム自体のセキュリティー対策として、例えばインターネット経由でアップグレードとかパッチとか当てるようなことになっていまして、そもそも分離したらそういう対策もできないみたいな、そういう技術的な問題がありますし、また、なかなか実際に分離するとなると、手間と、それから費用というのはかなり膨大なものになるのではないかと

と見込んでおります。

それからもう一つ、L G W A N 経由で各市町村のシステムをぶら下げよというような案も出ておまして、それでセキュリティーを確保するということも言われているのですが、そうすると、今度は逆にL G W A N を破られたら、全市町村のところが穴があいてしまうということもありまして、本当にそれでいいのかということがあると懸念しております。

そういう意味では、まず国全体としてセキュリティー対策をもうちょっとちゃんと考えてもらわなきゃいけないのではないかなというのが1点と、それから、これも平井知事、先ほどおっしゃったように、これはマイナンバー制度というのは国の制度でありますので、それに対して我々が全面的にシステム改修をしなければいけないというところについては、きちんとやはり手当て、これは今後、維持管理にも費用が増大すると思われまますので、初期費用だけじゃない、経年的に必要な費用についても、きちんと国として負担をしていくべきだと思っております。

それから、セキュリティー対策の費用負担をすと言っているところはあるわけですが、ただ、来年度予算にとっているところもありますので、いやいや、それじゃあ間に合いませんよということだと思えます。きちんとマイナンバーに間に合うように、その費用負担の問題についても処理をしていただきたいと思っております。

○溝口会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

私もマイナンバーのような問題は、国全体としてそういうシステムを作らなければならないということであれば、国が負担というとわかりにくくなるんですけど、国民全体の負担でやらなければならないということだろうと思うんですね。国全体として何かをしようというときには、国民全体でそれをファイナンスするという考え方です。地方にそれを乗せますと、いろんな負担がいびつになるわけでして、そういうことをよく主張していかなければならないと思えます。

それじゃあ、御意見も出尽くしたようですが、原案どおりでよろしいですか。

ありがとうございます。

では、続きまして、5番目に入ります。「地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について」であります。平井知事からお願いします。

○平井知事 これについては先ほど溝口会長がコメントされたように、地方創生を進めるためには当然ながらインフラストラクチャーの整備などをしていかなければ動かないわけです。そういう意味で、今回何点か提言をさせていただきました。

まず、1つ目、高速道路のネットワークについて、先だって137キロにわたる、広島県の尾道から松江に至る、尾道松江道路が開通したわけです。これの効果は絶大であり、やはり高速道路ネットワークには地域を変える力、時代を前へ進める力があると思います。そうした意味で、ネットワークの早期整備を図っていただければと思います。例えば山陰自動車道であれば、今もって全線で43%の開通率でして、まだまだ先が長いわけです。ここが繋がると、例えば観光戦略についても、物流戦略についても違った中国地方の姿が見えてくるはずです。そうした意味で、ミッシングリンクをつなげることが一つ大切なポイントです。

また、2つ目として、現在2車線で暫定供用されているところが多いです。しかし、このたび国土交通省が自ら決定して4車線化に動き得るように制度改正がなされました。中国地方はまだ暫定2車線の区間がありますので、これを4車線化していく運動を各県で連携してできないかと思います。

また、利用促進についてですが、スマートインターチェンジや、あるいは高速道路の料金等々について対策を求めるものですし、フェリーなど関連する交通機関についての対策も求めるものです。

3つ目は高速道路ネットワークの一部になりますが、地域高規格道路、さらには一般の自動車道、こうしたところでも整備を進捗すべきだという点です。

4つ目は高速鉄道網ですが、今、岡山県と島根県と鳥取県で共同して、山陽、山陰を結ぶルートについて鉄道高速化の調査を進めています。事程左様に地方の方でも汗をかいており、地域独自にフリーゲージトレイン、あるいはもともと整備新幹線の構想があるところでした、鉄道高速化に向けて、整備実現を国としても進捗すべきではないかということです。

5つ目は地方空港の維持、拡大、そしてC I Q等々、国際対応についてです。

6つ目は港湾ですが、瀬戸内のバルク港湾や日本海側の拠点港湾の整備を図る必要があります。そして、最近クルーズ船など活用する動きも大分と広がってきました。新しい時代が開かれつつあり、海は本当の意味での玄関口に変わり始めています。そんな意味で港湾の整備を求め、さらには空港の活用等も求めていきたいと思っています。よろしくお願

申し上げます。

○溝口会長 ありがとうございます。

御意見等、いかがですか。

伊原木知事。

○伊原木知事 地方が自立的に引っ張っていく、そのためには、まだまだ条件が整っていないところが多々あるわけで、この取りまとめはもう本当にそのとおりでと思います。

岡山県の現状について一言申し上げますと、先ほどの平井知事がおっしゃられたように、岡山県も高速道路が暫定2車線になっているところがありまして、よくこれは岡山県のわがままなんじゃないかと誤解されることもあるんですが、鳥取県の皆さんが南に行かれるとき、また四国の皆さんが「時にはカニを食べに行きたいな。」と山陰に行かれるとき、さらには避難のときに使う道路であります。ネットワークというのは、つながってこそ意味があるものですから、これはしっかり訴えかけていきたい、自分たちでもしっかり努力をしていきたいと思っております。

あと海の方ですが、岡山県の水島港を国際バルク戦略港湾に指定をいただいたわけですが、まだまだしっかり仕事をしようとする、水深が足りないということです。今、穀物、それから鉄鉱石の両方で指定を受けているわけですが、穀物において、今、非常に大きな動きが起きております。水島において穀物、食料コンビナートが形成されようとしている、これはTPPでこれからピンチとチャンスが同時に訪れるときに非常に大事なプロジェクトであります。この海の道をしっかりとつないでいくことは、四方を海に囲まれている日本にとって非常に重要なことであり、ぜひこれについてはきちんと訴えかけていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○溝口会長 ありがとうございます。

村岡知事。

○村岡知事 取りまとめの内容に全面的に賛成です。

インフラの整備は、産業の活性化、観光面ですとか、あるいは安心・安全の確保のため

に大変重要でありますので、しっかりと着実に進めていく必要があります。山口県は山陰道の整備について8割がまだ未着手であり、これをぜひとも早急に整備していただいて、産業、観光の振興ですとか、そしてまた基本的な安心・安全の確保につなげていく必要があると思いますし、これは山口県だけでなく、中国地方、また九州も含めて全体の重要な基幹の路線になるわけでもありますから、国全体のためにも必要なものだと思います。しっかりと訴えていければと思っております。

それから、港の関係は山口県もありまして、伊原木知事の話にありましたけれども、山口県は石炭の国際バルク戦略港湾ということで、徳山下松港と宇部港が選定されております。ここも非常に国際競争が激しい中で、できるだけコストを安くしていくことが日本の競争力、成長力につながっていくわけでもあります。この港も航路の整備ですとか、泊地の整備ですとか、いろいろなものをこれからやっていく必要があります。大型の船が入ってこないとコストが下がりませんので、それをやっていくわけでもありますけれども、この整備は単に山口だけのことではなく、ここを経由して西日本全域に石炭が運ばれていきますので、西日本全体のコスト削減につながっていくわけでもあります。そういう国全体の競争力の強化という点で見ても大変重要なところでもありますので、国際バルクのことについても、しっかりと訴えていただければと思います。どうかよろしく申し上げます。以上です。

○溝口会長 よろしいですか。

意見も出尽くしましたが、この提案、このとおりでよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、6番目に入りますが、「防災・減災対策等の推進について」、湯崎知事から説明をお願いします。

○湯崎知事 それでは、私から御説明をさせていただきます。

昨年、広島のと砂災害で各県の皆様方に大変お世話になったところでありまして、改めて御礼を申し上げたいと思いますが、山口でも大変なと砂災害が続き、また今年には関東・東北豪雨ということで、大きな被害が発生をしております。この被災地の一日も早い復旧、復興というのは非常に大事なことでありますが、同時に今、想定される災害に十分機能するハード整備をしていくということ、また地域の防災力といったソフト対策、これが一体となりまして、効果的な防災・減災対策を推進する必要があると認識をしております、

1 から 5 に至る提案をしていきたいと思っております。

まず、1 の「防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実」につきましては、9 月に国の方で「防災推進国民会議」を立ち上げられ、官民を挙げた国民の防災意識の向上を図るとされたところであります。国民が防災訓練や防災教室などの防災活動に積極的に参加するように、より強力に取り組を進めていただきたいと思います。また、地方における防災意識の醸成であるとか、あるいは自主防災組織や消防団といった活動の活性化といったソフト対策を充実させるということが必要でありますので、こういった取組等について財政措置を求めていきたいというものであります。

2 の、「総合的な土砂災害対策の推進」につきましては、昨年の広島土砂災害を踏まえまして、被災地では地盤の緩み等があつて、より少ない降雨で土砂災害が発生をすることが懸念されますので、被災地の復旧については早期に完了するように特段の配慮をお願いしたいというものであります。また、被災地以外の地域におきましても、砂防、あるいは治山事業を強力に推進をすると必要がありますので、こういった点について財政的な支援に配慮をいただきたいということ。それから、土砂災害警戒区域等の指定、これも推進をする必要がありますが、基礎調査についての交付金につきまして、所要額をしっかりと確保して、地方の実情に即した配分となるように財政的な支援への配慮をお願いしたいというものであります。

そして大きな 3 として、「災害に強く国土づくりに向けた防災・減災対策の推進」ということにつきまして、ここに (1) から (4) にありますように、治水、高潮対策、道路、港湾、空港、ため池等の耐震化、そして建築物の耐震化促進、リダンダンシー確保のための災害に強い道路ネットワークの構築といったことを国に求めてまいりたいというものであります。

そして 4、「気象・火山の監視・予測システムの強化」ということで、一つは自然災害を早期に予測をして情報提供するシステム、これを早期に開発をして、XバンドMPレーダー、これ配備が進みつつありますが、山陰地方に早期に拡充を行うこと。それから、12 時間から 24 時間先のメッシュ情報の精度を上げていくということ。そして、中国地方にも活火山がありますので、火山災害から人命を守るための監視体制の強化や噴火予知に関する技術開発といったことを求めてまいりたいというものであります。

そして最後、5 点目としまして、「社会資本の適正な維持管理の推進」ということで、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大、また必要な財源確保とともに地方の要

望をしっかりと反映をしていただくと、その上で地方の実情に即した配分をしていただくといったことを国に求めてまいりたいとまとめております。以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

御意見等いかがですか。

平井知事。

○平井知事 湯崎知事の御提案に全面的に賛成です。

特に広島県は豪雨災害もあり、今その復興を進めているところでして、その応援を中国地方全体でもしていかなければいけないと思います。

全面的に賛成した上で恐縮ですが、3の(3)に関連して、問題提起を一つさせていただきたいと思います。

それは、今、くい打ちの問題がありまして、マンションなどの基礎の調査、この調査が不適正に行われている。あろうことか、切り張りにより改ざんが行われていた。私どもの中でも大変な議論をしているところですが、今の国土交通省のやり方、全国的なスキームではなかなか見つかりにくいところです。鳥取県でも、今全て、旭化成建材の関係事業は洗い出しをして、実は内々、職員にその状況を見させています。幸い、問題はなさそうな状況ですが、ただ、往々にしてある工事として、特にコンクリートを使った杭となると、そうした工法は旭化成建材が関わったもの以外でもあるわけです。その辺の安全対策を、やはり国のシステムとして作らなければいけないのではないかと、そういうものが見逃されないようなシステムが必要であると思います。その辺は国の方の制度改正も必要なところとして、今日は問題提起をさせていただきたいと思います。もし加筆するのであれば、この(3)のところにその旨の安全対策を求めるというのを加えるかどうかだと思いますが、ちょっとタイミングもタイミングですので、会長の方に一任をさせていただきたいと思います。

○溝口会長 ほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ。

○伊原木知事 この取りまとめは、もうそのとおりだと思います。

一つ、これもちょっと強引に言えば問題提起に近いかもしれませんが、減災、防災対策をするに当たって、もしくは基盤整備とも絡むんですが、人口が増えているときの基盤整備、もしくは防災対策と、減っているときとでは少し違うこともあるのかなと考えておりまして、実際、人口減少が始まったのがいつからかと言いますと2005年からですから、もう10年、少子化が始まったのは、出生率が2.0を切ったのが1975年だとすると、もう40年。ですから、我々も少子化対策を思いっきり進めていくわけですが、それでも、両面作戦で当面、もう避けられない人口減少とこれから10年、20年、30年と闘っていかなければいけない。その間、インフラを維持していかなければいけないということですから、この筐子トンネルのようなことが、アメリカでもちょっと国力の勢いが弱まった80年代に、随分インフラの破損、例えば橋が突然崩れ落ちた、そういった事故があったわけで、日本でもこれからそういうことが起きてもおかしくない状況にあるにもかかわらず、維持管理の方になかなかお金が回りづらい仕組みになっているということは、ちょっと危惧をいたしております、局面が変わっている、また人口が減っている中であっても、だからといって時々事故が起きてもしようがないということは、あり得ない話ですから、きちんとすべきことにちゃんとお金が回るような仕組みをどういうふうに整えていくのか、考えていかなければいけないと思っています。以上です。

○溝口会長 ほかに御意見等ございますか。

平井知事から御意見のあった件については、まだ議論が進んでおりませんので、御意見を踏まえて、後日、事務局から御連絡をさせていただきたいと思いますが、そういう処理でよろしいですか。

それでは、御提案された案で了解をされたということで、最後の項目に入ります。

「地域医療の確保について」ですが、これは島根県が提案県ですので、私から説明をいたします。

持続的な社会保障制度を構築していくためには、医療・介護の体制の改革は必然ですが、特に地方においては、地域の医療を維持確保するということが大変難しい状況になっており、そういう面での問題を幾つか取り上げて、国に検討を求めるとというのが、この共同アピールの内容です。

7点ありまして、1つは地域医療構想ですが、地域医療構想で示されております2025年の必要病床数は、国が示す一定の仮定のもとで計算された試算値でして、実現が強制

されるものではありませんが、地域の議論の過程で明らかとなった課題解決に向けて、国による柔軟な制度運用や幅広い支援策が必要ですので、その検討を求めようというものがあります。

2番目は地域医療介護総合確保基金ですが、各県が地域の実情に応じた対策を講ずることができるよう、地域医療介護総合確保基金の財源確保、適切な配分及び必要な制度の見直しを国に求めるものであります。

第3点は、地域医療提供体制の充実にに向けた継続的な財源措置です。ドクターヘリを始め、救命救急センターの運営等、地域の良質かつ適正な医療を提供するためには十分な財源が必要でありまして、その確保を求めるものであります。

4番目は医師の養成・供給システムの見直しです。地域において、島根県などそうすけれども、医師確保が大変難しい状況になっているわけです。地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師の養成を着実にいき、不足する地域や診療科に誘導する仕組みの構築を求めるものであります。

5番目は医師・看護職員を支える環境づくりでして、医師不足の地域や、医師不足の診療科において勤務する医師の処遇の改善、あるいは近年増えております女性医師の就労環境の整備充実、それによって女性医師の確保、勤務の継続をお願いしようというものでありますし、看護職員の確保対策も同様に求めるものです。

6番目は臨床研修制度の見直しでして、都市・地方の医師の遍在が解消されるよう、今後、医師採用の動向を注視しつつ、引き続き各都道府県の臨床研修医の募集定員の見直しを求めるものです。

7番目は奨学金制度ですが、大学医学部定員枠の拡大に当たり、地元で創設が義務づけられたものであり、その運営に要する経費については、地方財政上の措置を拡充してもらいたいというものです。この7点がアピールの内容です。

御意見、いかがですか。

村岡知事。

○村岡知事 取りまとめについて、全面的に賛成させていただきます。

その中で、1点だけ、地域医療の基金の関係については、この財源をぜひ国の方でしっかりと確保してほしいと思っております。今年度、今、2次内示までありましたが、1次内示については、山口県は非常に額が少ないという状況でした。この事業にはメニューが

3つあり、中には従来の補助事業から振り替わっているものもありますが、それすら確保できていないような状況が最初はあったものですから、非常に心配をいたしました。2次内示では少し増えたのでよかったですのですが、その辺りの財源をきちんと確保していただきたいと思います。もともと実施していた継続的な事業が組み込まれており、そこが確保できないということでは困りますので、それをしっかり確保していただきたいということがあります。また、この事業は使い勝手が悪くなっておりまして、今、区分が病床機能の転換の施設整備、それから在宅医療、医療従事者の確保と、3つありますが、実情に応じて事業区分間で調整ができるように、元の形に戻していただきたいと思います。

その他、実際に取組を進めていく上では、かなり後になってから事業規模感がわかる等でありまして、執行が非常にスムーズにいきませんので、内示の時期をもっと早くするなど、全体の事業規模感の事前提示をお願いしたいと思います。事業区分間の調整を可能にするということ、そもそもスケジュールをもっと早くしてほしいという点、特にそこは問題意識を持っておりますので、もっと強く訴えていただければと思います。以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

伊原木知事。

○伊原木知事 全く同じです。岡山県も基金の使い勝手の悪さ、当然総額というのはあるんですが、3つの中の振り替えができないとか、大変残念に思っておりまして、ぜひここは早急に手直ししていただくようお願いします。ありがとうございます。

○溝口会長 そうですね。これはかなり切実な問題でありまして、強く求めていく必要があらうかと思えます。

ほかにいかがですか。

それでは、御意見もないようですので、提案どおりでよろしいですか。

それでは、そういうことにさせていただきます。

これで7つのアピール案についての議論は終了いたしまして、続きまして、5件の広域連携の取組について議論をいたします。

各部会担当県から各部会の取組内容について説明をお願いいたします。

まず、島根県から、広域防災部会、中山間地域振興部会から説明をお願いします。

○**島根県事務局** それでは、私の方から、広域防災部会と中山間地の部会について御報告させていただきます。

最初に、広域防災部会についてです。資料の1ページをお願いいたします。

部会の中では3つの連携テーマごとに各県が役割を分担して進めております。1つ目のテーマは、大規模広域的災害発生時の連携でして、本年2月、5県共同の防災訓練を実施いたしまして、災害時の支援・受援マニュアルの見直しを行ったところです。また、5県各県の防災訓練への各県の参加、また、次の共同防災訓練の実施に向けた準備を行っております。さらに四国地方との連携構築に向けまして、四国地方との支援・受援体制を検討しているところです。

2つ目のテーマは、原子力災害を想定した連携です。昨年度に作成いたしました緊急連絡先、また共有情報の内容につきまして、見直しなどを予定しております。また、広域避難対策では、国のワーキングチームの検討結果を受けまして、必要に応じて目標を設定する予定にしているところです。

3つ目のテーマは防災担当職員の人材育成でして、防災担当職員の目指す姿と取組案の検討や、中国5県、各県の防災人材研修に相互参加をしたところです。

2ページ目に移りまして、先ほどの3点目の防災担当職員の人材育成の検討状況ですが、5県共同で防災担当職員の育成に取り組むことといたしまして、目指す姿や職員の区分別に必要な知識能力を磨くための取組の方向性をまとめたところです。今後は取組の具体的な実施について詰めていく予定にいたしております。

広域防災部会については以上です。

続いて、中山間地域振興部会につきまして、資料の3ページで御説明をさせていただきます。この部会では本県の中山間地域研究センター、また各県の5県の担当課が連携いたしまして、共同研究などを進めているところです。今年度からは研究課題を各県持ち回りで提案をすることとしまして、今年度は「域内調達・循環の促進による所得・定住創出研究」をテーマとして設定し取り組んでいるところです。資料でお示ししておりますとおり、来年度の課題設定については、広島県から御提案をいただいた内容ですが、「中山間地域の定住と経済循環を支える拠点の形成手法」とすることとし、部会として方針を決定いたしております。

状況としましては、国の地方創生の総合戦略の中で中山間地域の生活を支える仕組みと

して、小さな拠点の形成が盛り込まれたところでして、今後、地域運営の仕組みづくりとして全国的に展開されることが予想されます。そこで、本部会の共同研究では、拠点づくりの手法について研究を行うこととしております。

内容としましては、3つの柱から成っております。1点目は必要な機能の整理、基本機能の整理でございます。先行事例を調査しまして、地域の中での役割、運営組織、または人材のあり方を整理して、拠点に必要な機能を提示したいと考えております。2点目が拠点の形成手法の提示でございます。地域の実情によって形成手法が異なると予想されることから、取組の始まった地区の事例を調査することにより、どこからこういった形を手をつけて、どういうステップで積み上げていくかといった手法と手順を提示したいと考えております。3点目が制度や支援方策の提案です。今申し上げた調査研究を踏まえ、運営組織や関係団体への必要な支援、また障壁を解消する方策などを検討し、拠点の仕組みづくりの推進につながる支援方策を提案していきたいと考えております。

中山間振興部会についての御説明は以上です。

○溝口会長 続きまして、鳥取県、海外観光誘客部会、お願いします。

○鳥取県事務局 鳥取県です。

それでは、資料の5ページをお願いします。海外観光客誘致部会の取組状況について御報告させていただきます。

本年度の取組ですが、7月16日に中国地域観光推進協議会と連携しまして、タイにおいてトッププロモーションを開催しています。タイの航空会社とか、旅行会社40社に集まっただき、中国地方の観光地のPR、また商品造成に係る意見交換を行ったところ
です。

次のページをお願いします。新たな海外観光客誘致体制について検討を重ねております。今年の5月19日の中国地方知事会、また中国地域発展推進協議会での御意見を踏まえ、来年度、28年度以降の体制、事業について検討を重ねてきたところ
です。推進体制については、当知事会にあります海外観光客誘致部会を中国地域観光推進協議会を核とする組織に統合しようというものです。この協議会にありますインバウンド事業推進委員会を、仮称ですが、海外観光客誘致強化委員会というような名称に改変しまして、組織強化を図って
いきたい。また、これまで委員長県を広島県が担っていたところですが、来年度から

当面の間、鳥取県がその役を担っていかうということです。

事業計画ですが、今年の6月にせとうち・海の道が広域観光周遊ルートに認定されたところです。山陰においても、この取組、今まさに動いているところでして、この両ルートを結びます縦のラインを強化して、より広範な周遊性を高めていく。それによってインバウンドの効果を生み出していこうとするものです。2点目の丸に書いていますけれども、平成32年の外国人延べ宿泊者数150万人ということを目標としており、従来のトッププロモーションに加え、かぎ括弧で書いていますけれども、3点の計画を考えているところです。1点目が、3県以上でのプロモーションの実施ですとか、ファームツアーの受け入れ。2点目として、トッププロモーションの候補地として香港をターゲットにしていきたい、そんなことを考えています。香港－広島が新規就航したことも踏まえ、こういった地をターゲットにしていきたいと思っております。

最後に、2017年の春にトワイライトエクスプレス瑞風が運行開始されます。これを契機にJRと連携したインバウンド対策というのも拡大していきたい、プロモーションを実施していきたい、そんな事業計画を立てているところです。以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

続きまして、岡山県からスギ花粉症対策部会の説明をお願いします。

○岡山県事務局 失礼いたします。資料7ページです。スギ花粉症対策部会の取組状況について、岡山県から御報告させていただきます。

昨年来、担当課によります連絡会議を設置しまして、年2回のペースで会議を持っています。当面の目標はそこに書いてありますように、30年度までの5カ年で、中国5県において72ヘクタール、約180万本を少花粉スギに植えかえしようとするものでして、本年度は植えかえ面積3ヘクタール、約1万本となる見込みです。ただ、苗木の発根率がちょっと芳しくない状況でして、次のページにグラフがありますが、苗木の供給量が間に合っていないという状況でして、昨年、本年度ともに計画の半分程度しか進捗していないというような状況です。スギの苗木は挿し木による育苗が主体ですけれども、来年度は種からの育苗にも取り組むよう準備をしております。また、啓発のためのモデル林は、本年度、各県ともに1カ所ずつ設置しております、累計で15カ所となっています。現時点では苗木の安定供給体制の確立が最大の課題ですので、各県連携して取り組んでいきたい

と考えています。

それから次に、資料は用意していませんが、販路開拓ワーキング会議を岡山県で所管していますので、取組状況を簡単に口頭報告したいと存じます。ワーキング会議では昨年度から農産物の海外輸出、首都圏、関西圏での売り込み、アンテナショップを活用した取組など、様々な角度から検討してまいりました。その中で、各県の主要な農作物の種類、出荷時期、出荷量、目指す市場の違いなど各県の状況が異なることから、5県が一律に取り組んでいくということがなかなか困難なところもありまして、そこで、本年度は当面、首都圏で鳥取県と岡山県が共同しまして、アンテナショップを活用した農産物セミナーを行っております。今後は5県のそれぞれの状況も踏まえまして、必ずしも5県共同ではなくとも、複数県による共同事業としてできるところから取り組んでまいりたいと考えています。説明は以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

続きまして、広島県から、地域医療確保対策部会、公衆衛生活動チーム部会、農業大学校等広域連携部会について、説明をお願いします。

○広島県事務局 広島県です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、地域医療確保対策部会ですが、基本的なテーマとしてはドクターヘリと医療情報システムの連携の2つでして、医療情報システムの連携につきましては、資料の中の図面に地図の上に記載しているとおり、各県のシステムはこのような状況になっております。

平成27年度を取組ですが、10月に事務レベルの部会を開催いたしまして、今後の取組方針について確認をいたしました。具体的には広島県と岡山県ではシステムの連携について、経費の試算を行いました。また、広島県のHMネットを岡山県の病院に導入してもおります。今後はシステム端末の利用促進を図り、その状況や先ほど申し上げました試算結果などを踏まえまして、今後の連携の方策について検討を進めてまいります。また、広島県と島根県では、HMネットを島根県の病院に導入しておりまして、端末の利用拡大を進めてまいります。島根県と鳥取県の間では、システムの連携について検討が行われております。

次のページ、10ページですけれども、国の動向、各県のシステムの開発状況をお示ししております。今後につきましては、表の真ん中の各県の医療情報システムの欄ですけど、

先ほど御説明したとおり、システムの相互利用を進めながら、地域の実情に応じて連携手法を選択するといいますか、検討することといたします。その際は国の動向も見据えながら、効率的な、効果的なシステムの連携を検討しております。ここには記載していませんが、ドクターヘリにつきましては、鳥取県様におかれまして新たなドクターヘリの導入に向けて取組を進められているところです。

次、11ページ、公衆衛生活動チーム部会です。公衆衛生活動チーム部会では、各県において専門家を派遣する仕組みの創設、中国5県が相互に連携して派遣できる体制の構築、合同研修会の定期的な開催の3つの目標を設定しております。専門家派遣の仕組みにつきましては、各県において多様な専門家が派遣できる体制の整備や活動マニュアルの充実等、仕組みの充実を図っているところです。相互連携体制の構築につきましては、各県間で連携を図るための運用について検討を行い、一定の合意を図ったところです。また、相互連携マニュアルの制定に向けて調整を行っているところです。合同研修会につきましては、来年1月に広島県で開催したいと存じます。

目標項目2の各県間の相互連携体制の構築につきましては、運用方法について、次のページ、12ページでありますけれども、各論について、次の内容で部会において合意を図っております。まず1つ目は、中国5県、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づいたカウンターパート制による支援を基本としまして、保健師を中心とした県職員による公衆衛生チーム等を派遣いたします。それと、下の欄の検討項目の②ですけれども、大規模災害時に中国5県広域支援本部が設置された場合の中国地方知事会会長県、島根県の当部会担当部局の判断に基づきまして、広域支援本部から追加の派遣をブロック内の各県に要請するという取り決め事項に合意をしております。また、相互連携マニュアルについても、平成28年4月から相互派遣の運用開始を目指してまいりたいと考えております。

当部会は、今年度において当初の目的が達成できる見込みであり、今後はこの仕組みを継続できるよう、各県間の相互連携体制の維持について検討してまいりたいと考えております。具体的には、各県の担当者の名簿の作成や合同研修の開催等による連携を考えております。その際は、当部会の事務局を務めている広島県において取りまとめをすることを提案したいと思います。

次の13ページです。農業大学校等の広域連携部会です。農業大学校等の広域連携部会については、農業大学校の魅力アップにつながる広域連携の推進を連携テーマとしております。今年度は5月と7月、10月にワーキング会議を開催いたしまして、相互連携活動

の推進や新たな設定した検討項目について協議をいたしました。今年度の活動実績は、特徴あるコースの学生募集を6月から5県同時に開催、8月に山口県において中国地方農大農業経営力養成講座を開催、教員の資質向上につなげるために、9月に大学校職員研修会を開催、メールによる情報共有システムの運用基準を設け、教職員の連携を強化、農家派遣の研修の相互受け入れや、特色ある集中講義の他県受け入れの開催ということを行ってまいりました。

次のページをごらんください。14ページです。今年度はこれに加えて、単位互換のルール化やテレビ会議等の効率的な連携手法の検討、講義映像の共有ルール化についてもワーキング会議で協議しています。

次に、そもそも農業大学校の広域化につきましては、5県のそれぞれの学校の統合ということの基本テーマにしておりましたことから、基本的にはプロコンの検討をするということが基本だと思っております。そこで、大学校を統合した場合のメリット、デメリットにつきまして、5県さんの意見集約し、今、内容を確認しておるところです。各県の施設概要についても集約したところ。今後はその集約した意見を精査調整した上で、第4回のワーキング会議において、統廃合のメリット、あるいはデメリットについて検証結果を取りまとめまして、平成28年度の第1回の中国地方知事会議において検証結果を報告できるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

続きまして、山口県から、地域産業振興部会についてお願いします。

○山口県事務局 山口県からは地域産業振興部会について御報告させていただきます。資料15ページです。

まず、これまでの取組状況です。ビジネスマッチング・商談会の共同実施・相互参加につきましては、東京ビッグサイトで開催されました機械要素技術展におきまして、中国5県のブースを一堂に集約し、出展するとともに、出展企業による情報交換会を実施しております。また、広島での商談会の共同実施や、各県が単独で実施する商談会の他県への相互参加に取り組んでいるところ。次に、研究会・研修会の共同実施・相互参加につきましては、電池関連技術や航空機産業関連など、各県単独で実施しております、特色ある研修会に他県企業も相互参加できるようにしているところ。公設試験研究機関の連携

強化につきましては、県外企業に対します機器使用の割り増し料金の見直しに向けまして、6月、10月と検討会議を開催しております。また、本年度から新たに知財に係る合同研修会、味覚評価に関わる共同研究等を実施したところです。海外事務所の共同利用につきましましては、対応可能な県の海外事務所の現地サービスの試行的な提供をするためのルールづくりの検討を行っているところです。

続きまして、16ページ、今後の取組です。ビジネスマッチング・商談会、または研修の共同実施、相互参加につきましても、引き続き実施可能な新たな案件の検討を進め、実績を重ねていきたいと思っております。公設試験研究機関の連携強化のうち、昨年度来から鋭意検討を進めてまいりました、機器使用に関する県外企業に対する割り増し料金の見直しにつきましては、工業系公設試験研究機関において、県内企業と同一料金を適用することといたしまして、28年度4月からの実施を目標に今後各県で所要の調整を行うこととしております。海外事務所の共同利用につきましましては、対応可能な県の海外事務所を活用し、共同で取り組めます具体的な取組を今後検討していきたいと思っております。

説明は以上です。

○溝口会長 ありがとうございます。

続きまして、広域防疫体制連携ワーキンググループについて、鳥取県からお願いします。

○鳥取県事務局 鳥取県です。広域防疫体制連携ワーキングの取組状況について御報告します。

中国地方5県において鳥インフルエンザ等が発生した場合の蔓延防止対策などについて、その情報共有のあり方、体制のあり方について検討を重ねてきたところです。今日に至るまで3回にわたるワーキングを開催しており、その結果として、県境周辺農場の詳細情報の共有、消毒ポイントの候補地、また鳥インフルエンザ等が発生した場合の情報共有の方法、また制限区域が複数県に及ぶ場合の共同での情報の公開、また防疫資材の融通であるとか、人の派遣等についてのルールづくりを行ってきたところです。鳥インフルエンザにおけるルールについては、おおむね完了を見たかなという段階に来たところです。本日、この後、協定を締結させていただきたいと考えています。以上です。

○溝口会長 ありがとうございました。

各県から部会、ワーキンググループからの報告がありました。

御意見等、いかがですか。

平井知事。

○平井知事 各県で今、広域連携が大分進んできて、その状況が見えたと思います。以前は広域連合を作るかどうかという議論があった際に、まずは共同の事務を育てていこうと、それで実を上げていこうということから、こうした動きになってきたわけですし、ぜひ皆で関心を持って育てていければと思います。

そういう中で、一つこれは現状の報告ですが、別紙で鳥取県提出資料として提出しております。先ほど広島県からもコメントがありましたが、鳥取県で今、ドクターヘリの導入を検討していきまして、具体的に今、そのスキームづくりまで参りました。この図を見ていただくとわかると思いますが、私どもの場合、ちょっと特徴的なのは、鳥取大学医学部附属病院、これが中海のほとりにありまして、県境に張りついたような位置です。鳥取県は平たい県ですので、この円を見ていただきますと、70キロ圏内、実は4県に綺麗に跨る状況です。出勤回数について、人口のことも加味して仮に試算をしてみますと、大体島根県で4割ぐらい、それから岡山、広島、両県足して大体1割ぐらいと、鳥取県外のところにも利用いただけるものになっていきまして、他のドクターヘリと補完し合うような、そういうエリア設定になるところです。そういう意味で、ぜひ、今日、医療の関係でお話がありましたが、この活用について各県でも御検討いただければありがたいなと思います。せっかく導入しようと今考えていますので、皆様のお役に立てることはぜひやっていきたいと考えております。

それから、広域防疫について、今お話を申し上げたとおり、各県間の了解もとれたようですので、進めていければと思います。

それで、これからさらに広域連携をお互いに進めていく上で、一つちょっと気になっていきますのは、各県と個別に相談するとき必ず議論になるのですが、有害鳥獣対策等もこうした広域連携のテーマとして扱ってもいいのではないかと思います。私ども、海外観光客誘致部会は部会を外れます。ですから、例えば広域防疫のところを部会的に扱っていただいてもいいかなとも思うのですが、例えば併せて有害鳥獣対策とか、そうしたことも今後のテーマとして考え得るのであれば、私どもも事務局を含めて務めさせていただいてもいいかなとも思っています。

どうしても鹿とかイノシシなど被害が増えてきています。特に鹿が今急速に増えてきています。そうしたことに対する対策として、県境を挟んで両側から追い込んでいくこともやらなければいけないわけですし、京都府と兵庫県では山狩りのような形で両方の県境から攻めてきて、真ん中でせん滅させるということもやっています。私どももそうした様々な手法も含めて考えていかないと、なかなか今、農業被害などを乗り越えられないのではないかなと思ってまして、一つのテーマとして、今後、お互いに相談するという取り扱いで結構ですが、御提案を申し上げたいと思います。

○溝口会長 具体的なお話がありましたので、コメントを申し上げます。ドクターヘリを導入される件ですけれども、島根県は、ドクターヘリをこれまでも広島県、山口県にお世話になっており、非常に助かっているわけです。今後、鳥取県でドクターヘリが導入されますと、広域連携により、島根県の東部及び隠岐もこの枠内に入るようですので、島根県として大変歓迎すべきものだと思います。よろしくお願い申し上げます。

それから、県境を越える問題として、防疫についての話がありまして、それに関連して有害鳥獣は県境を越えているような問題を起こすので、この場で検討してもいいのではないかというお話でした。これはまたいい意見だと思いますので、どうするか事務的に詰めまして、連絡をしたいと思います。

ほかに、いかがですか。

はい、どうぞ。

○伊原木知事 岡山県では、スギ花粉について報告をさせていただきましたが、何かほかの、医療とか大事なもののの中に、ちょっと不思議なものが入っているわけですが、私自身、個人でできることは個人でやってもらう、地域でできること、また会社でできることはそれぞれ民間でやってもらう、それができないものはぜひ役所がしなければいけないと。あともう一つは、今すぐやらないといけないことは大抵やるんですが、今サボっても特に悪影響が出ないこと、また頑張ってもすぐに成果は出ないけれども、20年、30年後に大きな影響が出てくることについては、役所が長期的な視点に立って頑張らなければいけないと考えているわけでありまして。少子化の問題はまさにそういうことでありまして、私からしますと、先ほどのインフラのメンテナンスの問題も、スギ花粉の問題もやはり同じ共通の性質を持っていると。今やったからすぐに何かが起きるわけではないんです、いい意

味でも悪い意味でも。ただ、このまま放置しておくと20年後、30年後に必ず後悔をすることについては、今しっかり進めておかなければいけないと思っております。本当に国民病とも言えるスギ花粉、花粉症の問題につきまして、いまだに花粉がいっぱい出る苗を植えているというのは非常に残念なことでありまして、例え30年かかろうとも、今から植えるものについて、花粉の出ないものに変えていけば、30年後、40年後、随分変わってきます。当然原因は花粉だけではないわけですが、そういう民間、もしくは個人で対処できない問題については、しっかり対処したいと思います。よろしく申し上げます。

○溝口会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

湯崎知事。

○湯崎知事 3点ほど申し上げたいのですけれども、1点目は広域防災の人材育成についてです。取りまとめはこういう形で結構というか、お願いをしたいということですが、まず、もともとのワーキンググループの取組として、カウンターパート制をどういふふうの実効的にしていくかという観点があったかと思っておりますので、取組イメージがこの表に、2ページの取組イメージというのがありますけれども、まずはこのカウンターパート制の関係性をより強めるための共同研修というところを行っていただければなと思っております。それとあわせて、この下の2つですね、これを進めていくということで、具体的には今後事務方で御相談をさせていただきたいと思っております。

2点目は、インバウンド観光ですけれども、これも資料にありますように、あるいは御説明にもありましたように、今後やはり瀬戸内と山陰の縦ライン、これをしっかりとつなげていくということが非常に大事ではないかなと思っております。これは国のデジタルジャパンの活用もしていく必要があろうかと思っております。それで、この来年度の取組として、誘客目標の設定と、それからその達成のための、どこをターゲットにしていくのかということを決めていくと。それから、この縦ラインを重点化していくということ、こういったことの取組が非常に重要であると我々思っておりますので、これから整理を進めていただければと思っております。

それからもう一つは、これも御説明でありましたけれども、瀬戸内の方で広域周遊ルート採択になりまして、また瀬戸内7県でのDMOの発足も来年4月にしていくというこ

とで進めております。山陰の方でもそういう動きになっておりますし、先般も中四国サミットで尾崎知事と平井知事からも御発言をいただきましたけれども、実態としては瀬戸内と山陰と、それから四国、これがやはり一体化していくということが今後重要なんじゃないかなと。これまでのところ、四国は四国があって、それから瀬戸内があって、中国があって、山陰があるというような形で、少しずつかぶさる形で活動がされているのですが、これはターゲット国から見ると、非常にやはりわかりにくいであろうということがありまして、今後それぞれの戦略だとか動きがある程度安定化してくるのではないかなと思っておりますので、これはぜひ一つになっていくという方向で考えていきたいなと思っております。

3点目は、広域防疫についてですけれども、去年、広島、岡山の間で、これがあったときから、更に検討が進んで我々、非常にうれしいなと思っておるのですが、鳥インフルについて、さらに対応の充実を図っていかなければいけないと思っていまして、今は防疫資材の各県融通を言っておりますが、備蓄量についても、これも統計的に考えていけば、5県でどういう量が必要かというのも出てくると思っておりますので、それをどこに配置しておくのかといったような観点からも含めて検討を深める必要があるのかなということと、それから防疫資材だけじゃなくて、いろんな機材、これまた遠くから借りてくるようなこともあったりするようでありますけれども、1県ではなかなか整備が難しいといったようなものがどういうものかということも含めて、機材の検討も進める必要があるのかなと思っております。それから、さらに言えば鳥インフルだけではなくて、口蹄疫なども含めて、他の重要な動物感染症についても検討をする必要があるのではないかなと思っておりますので、これはぜひ実務でもワーキング形式での検討というのをさらに進めていきたいと思っております。以上です。

○溝口会長 いかがですか。

○村岡知事 ありがとうございます。

いろんな分野で連携の具体的な話が出てきており、本当に各県の知事、そしてまた事務方の皆さんの努力に敬意を表したいと思っております。

山口県の方でも地域産業振興部会ということでやらせてもらっているところですが、県外企業に対する機器使用の割り増し料金の見直しの関係については、これをぜひ実現したいと思っておりますので、来年の4月から中国5県で一斉にスタートできるように、調整を

お願いしたいと思います。これは県という垣根を越えて、中国地方全体で産業振興していく上で大変重要な取組であると思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、先ほど平井知事からお話がありました鳥獣被害の関係は私も大変重要だと思っております。やはり地域をいろいろと回って、農林水産業を担われている人の話を聞くと、一番本当に何とかしてくれというのは鳥獣被害の問題でありまして、せっかく育てて、何とか育ったものが最後にやられてしまうということでもあります。実際に山口県でも想定していた以上に鹿などが大変増えているという状況があり、なかなか単独で抜本的、効果的な対策というのは難しい面がありますので、ぜひ関係県でいろいろと知恵を出したり、あるいは共同の取組が進んでいけば、また新しい展開もできるのではないかと考えております。これはそれぞれの地域も切実な問題だとも思いますから、こういった形がまた連携してできればいいと思いますので、そういった方向で検討いただければと、私の方からもお願いいたします。以上です。

○溝口会長 よろしいですか。

この広域連携については、各知事からいろんな御意見、あるいは新たな取組についての御提案がありました。これは1回整理をし、どんなふうにしたらいいのか、事務的に検討してもらって、その上でどうするかを決めていったらいいかと思います。項目としては、まず先ほどの有害鳥獣対策をどうするか。これと防疫体制が若干オーバーラップするところがありますけども、どう考えるのかと。それから、観光に関連しまして、インバウンドの問題、そして四国、瀬戸内、山陽をつなぐ広域的な観光の対策の問題等々、いろいろありますので、一回事務的にも整理をして、その上でまた別途相談をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで大体予定をされました意見交換、討議は大体終了したと思っておりますが、先ほど、防災・減災のアピール文につきまして、平井知事から御提案のありました、旭化成建材のくい打ちの問題対応ですけども、これは後日、どういう取扱いがいいのか事務局で整理をして、皆さんの意見を聞いて対応していきたいと思っております。その他の箇所については御意見がありませんので、広島県ご提案の文面で最終版としたいと思っておりますので、御了解をよろしくお願いいたします。

では、これから家畜防疫協定式に移りたいと思っております。

事務連絡があるようでありますので、事務局に引き継ぎます。

○事務局長 締結式は机の配置を変えさせていただきますので、若干お時間をいただきまして、机の配置の時間、お待ちいただければと思います。

それでは、準備が整いましたので、中国地方5県家畜防疫対策の広域連携に関する協定締結式を行います。

最初に、溝口会長から御挨拶を申し上げます。

○溝口会長 中国地方においては、これまで岡山県、山口県、島根県で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、近年の東アジアでの発生状況を見ますと、依然として発生のリスクは高い状況にあります。そこで、家畜伝染病が県境付近で発生した場合、移動、搬出制限区域が県境を越えて指定され、防疫措置は広範囲に及ぶことから、知事会議におきまして、広島県から、家畜防疫対策を中国地方5県で連携して実施する体制を整えてはどうかという提案があり、事務レベルで検討してまいりました。

このたび、その検討結果を「中国地方5県による家畜防疫対策の広域連携に関する協定」として取りまとめ、本日、協定の締結を行う運びとなったものです。これまで各県ごとに防疫体制を整えてきましたが、この協定を契機といたしまして、中国5県による広域防疫体制の整備が進み、より迅速かつ適切な防疫措置が実施できるようになることを期待しているところです。以上です。

○事務局長 ありがとうございました。

続いて、本協定の取りまとめに御尽力をいただきました鳥取県平井知事から協定の趣旨につきまして御説明をいただきます。

○平井知事 このたび家畜防疫について連携する協定を知事同士で結ぶことになりました。もともと前回の知事会において、広島県、湯崎知事からも御提案があり、昨年場合は岡山県、伊原木知事のリーダーシップで上手に封じ込めたわけですが、なかなかこれは大変なことです。時間との闘いになります。従って、普段から私どもの方で情報共有をする、それから資機材について共有化を図り、いざというときの時間を短縮する、そうしたことなどを有機的にやっていこうということでした。話し合いがまとまりまして、今日ここに協定を結ぶことができました。対象となるのは、鳥インフルエンザを一つには想定してお

りましたが、湯崎知事から今、御提起がありました口蹄疫も含めて、家畜の防疫として私どもで共同化しようというものです。

あちらにパネルがありますが、ポイントとしては、連携するための情報共有化を図ったヘッドクォーターを作ってやっていこうということが一つにあります。また、資機材の共有化を図っていこうと。いろんな資材や機材が必要です。それはそれぞれ各県が持っているが、一気に封じ込めをしようとする、たちまち足りなくなる。それを県境を跨いで持ってくればいい。それによって合理的な備蓄も可能になります。さらに、人材が実は薄いところ。獣医師をはじめとした防疫員、これについては訓練も日ごろから必要でして、例えば口蹄疫について一遍に埋設しなければいけない場合に対応が困難となります。その人員も共通化をすることで機動力を高めようということです。こうしたことについて、知事同士の協定としては全国で初めてまとめることができました。これから鳥インフルエンザが心配される、そういう季節に入ってきます。それに備えを行う意味で、今日ここに締結をすることができました。関係の皆様に関心から感謝を申し上げたいと思います。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、署名に移らせていただきます。

協定書を5通用意しておりますので、順次御署名をお願いいたします。

ただ今、署名終了いたしまして、協定の締結、相なりました。ありがとうございます。

続きまして、記念撮影に移らせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、知事会議の記者会見を行います。

この質問事項につきましては、本日の知事会議の議題に関連するものに限らせていただきます。御質問のある方は指名をさせていただきますので、挙手をしていただきまして、社名を名乗っていただいた上で御質問をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○記者A 済みません、NHKですが、今回7項目について、国への要望事項について合意がなされましたけども、このことについて、改めて会長の溝口知事に、意義についてお話しいただければと思います。

○溝口会長 今、日本の中で、我々地方自治体として、どういう対応していかなければいけないのかという課題がたくさんあるわけですし、その一つとして、地方創生、TPPに対する対応、地方創生のための人口増を図るために、結婚とか子育て支援をどのように行うのか、そういうことを地方団体が行うためにも、地方税財源の拡充といったものが大切ですし、近年、防災の問題も非常に大きな課題となっております。さらに中国地方においては、地域医療の確保といった大きな問題もあります。そういう問題を5県の知事の間で整理をしまして、国に対応を求めなければならないものについて、まとめてアピール案を作成したということです。これは東京に参りまして、国に対して申し入れていきたいと思うところであります。

それから、中国地方5県の中では共通する問題、連携をして取り組まなければいけない問題がたくさんあるわけです。地方創生などの関連で申し上げますと、観光の振興。これは各県がばらばらでやるよりも、連携し、中国5県が協力をして行う。さらには、日本海から中国山脈、瀬戸内海に抜け、さらに橋を渡って四国、太平洋にもつながるような広域的な対応をしなければならない。そうした課題につきまして、中国5県の連携を強化していくことを確認しました。

また、防疫対策についても問題になりました。県境は接しているわけで、いろんな防疫を合理的、迅速、効果的に行うためには、5県の協力が必要で、そういう対応についても中国5県の知事会、そしてまたその事務局が検討してまいりまして、先ほど調印式を行いましたけども、それも一つの大きな成果であるわけです。今後とも中国5県がまとまって協力をし合うことによって、この地域全体が豊かになるように努力をしていこう、そのために知事会として何をすべきかという当面の問題について整理をしたというのが今回の知事会の内容です。

○事務局長 よろしいでしょうか。

そのほかございますでしょうか。

○記者B 済みません、日本海新聞です。

今日、平井知事の方から新たな海外観光客の誘致体制についても御提案がありました。新たな組織をつくって5県で連携して進めるということでしたが、改めてこれの意義と、それから具体的に何をどういうふうに変えていくべきだと考えてらっしゃるかを改めて教

えてください。

○平井知事 それでは、私の方から申し上げたいと思います。

これについては、今、地方創生が言われていますが、中国地方の場合、インバウンド観光の誘客など、成長の可能性の高いところだと思っています。しかしながら、今まだ十分に近畿や九州、あるいは関東圏と比べますと十分な集客が図られていません。それぞれの県が個別に売り込みに行っても、魅力が小さくなるわけです。5県で共同することで大きな魅力として売り込みを図ることができます。今、瀬戸内において広域ルートの設定が進み、また山陰でのルート設定が今検討されています。さらにこうした山陰と山陽を結ぶルート、四国も狙ったルート、いろんな形での誘客が必要だと思います。DMOの開設などもあります。今回、私どもの方でこの組織改正を行いましたのは、経済界の行う観光誘客とあわせて、中国地方知事会として誘客をすること、これを合体していく、これによってパワーアップをして、当然ながらそれぞれ予算投入ということもありますし、人材の協力ということも出てくると思います。先般、タイの方に、伊原木知事が団長になりまして、中国地方知事会としても広域プロモーションを図ったところですが、こうしたことをさらに重点的かつ積極的に取り組んでいく、いわばプラットフォーム、土台ができたということになろうかと思っています。この後、経済界とも意見交換をしますが、そうした新しい体制で地方創生にふさわしいインバウンド観光、さらには国内での誘客、それを進めていきたいと思っています。

○事務局長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。